

事 務 連 絡
令和3年9月15日



各 団 体 の 長 殿

三重労働局雇用環境・均等室長

地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進について

労働行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和元年に56.3%と、前年より3.9ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として、政府目標である70%とは大きな乖離があります。

三重労働局では、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく年5日の年休の確実な取得の周知を図るとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）に集中的な広報を行う等、年休取得促進に向けた機運の醸成を図っているところで

す。
コロナ禍において、新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用することは、労働者の心身の健康保持やモチベーションアップ、生産性向上による企業イメージの向上につながります。四季折々のイベントや沢山の観光資源に恵まれた三重県では、年休を取得しこれらを活用すれば、地域の活性化にもつながることから、地域が一体となって年休の取得促進に取り組むことを目的として、三重県の特徴を活かしたポスター及びリーフレットを作成いたしました。

つきましては、別添のとおりポスター等をお送りしますので、掲示・配布いただくとともに、広報文例を同封いたしますので、広報誌やホームページなどにより周知していただきたく、御協力方よろしく申し上げます。

なお、本リーフレット等は、以下のサイトからもダウンロードできます。

別添

- ・年次有給休暇取得促進ポスター（2種類）
- ・年次有給休暇取得促進リーフレット（2種類）
- ・広報文例

○働き方・休み方改善ポータルサイト

「地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進の取組」コンテンツ

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/category3.html>

（担当） 三重労働局雇用環境・均等室

TEL:059-226-2318 担当：常川・市村